

## 別紙第9

## 避難受入段階の計画

|    |   |
|----|---|
| 要旨 | 他市町村から避難住民等を受け入れる段階では、 <b>県と連携して受入、救援</b> を行います。<br>また、 <b>安否情報を速やかに収集・整理、提供</b> します。 |
|----|---|

### 関連する計画

|          |   |
|----------|---|
| 市        |   |
| 県        | 運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画<br>-----<br>避難所運営マニュアル、避難所等の衛生管理マニュアル |
| 指定地方公共機関 | 国民保護業務計画  |

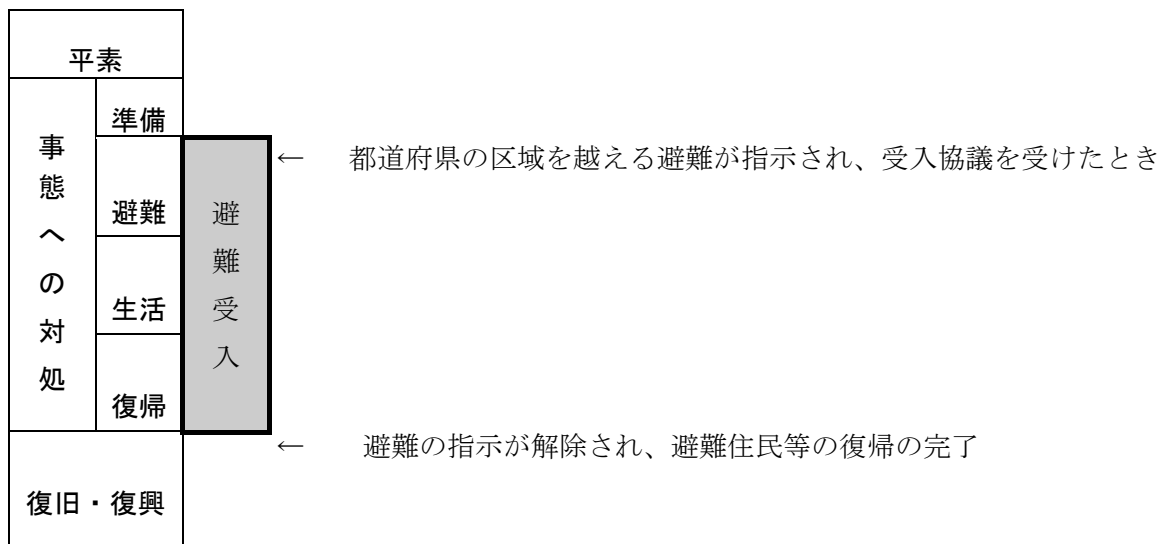
### 避難タイプとの関連（※避難タイプ：第2章1（3）参照）

| 大規模   | 中規模   | 小規模   |
|---|---|---|
| 大規模受入<br>・避難住民等は多数。県等からの<br>応援あり<br><br>大規模国民生活安定措置<br>・県内規模の価格安定、ライフライン確保等 | 大規模受入<br>・避難住民等は多数。県等からの<br>応援あり<br><br>大規模生活安定措置<br>・県内規模の価格安定、ライフライン確保等 | 小規模受入<br>・避難住民等は少数。県等からの<br>応援なし<br>小規模武力攻撃災害対処<br>・被災地区の災害対処<br>小規模国民生活安定措置<br>・被災地区のライフライン確保等 |

## 1 状況

### (1) 期間

#### ア 対象となる期間



#### イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民等は受入地域で避難生活をおくり、市は、県等と協力して**避難住民の受入及び避難住民等の救援**を行います。

受入地域においては、危険性、緊急性や**武力攻撃災害発生の可能性は比較的低い**状況ですが、武力攻撃災害等対応の準備、**受入に伴う社会的混乱の防止等**が必要です。

### (2) 別紙第1「情報計画」参照

## 2 構想

### (1) 活動方針

市（危機管理部ほか担当部局）は、避難住民を受入れ、**県が行う救援を補助**（法第76条第2項）するとともに、**県からの法定受託により救援**を行います。（法第76条第1項）

この際、適切かつ迅速な受入、救援の実施、**県、関係機関・団体との連携及び受入地域住民への周知**を重視します。

### (2) 実施要領

#### ア 情報の的確かつ迅速な情報、分析及び提供

避難住民の受入、避難住民等の救援に必要な情報等について、的確かつ迅速に収集し、**県、要避難市町村、関係機関・団体と共有**するとともに、**住民へ周知**します。

#### イ 実施体制の確立

速やかに市の組織を**避難住民の受入、避難住民等の救援の体制へ移行**します。

また、**国の指定（法第25条）**を受けて**対策本部**を設置します。

## ウ 受入の決定、実施

市内の受入地区・施設等を決定し、**県、要避難市町村等と連携**して、避難住民等の円滑な受入に努めます。

この際、**消防団、自主防災組織、自治会等の協力**を得るとともに、**避難行動要支援者の受入**については、**東部消防局と連携**します。

また、避難住民の受入に際しては必要に応じ、**警察署などが実施するスクリーニング**に協力します。

## エ 救援の実施

**県は**、関係機関・団体と連携して、的確かつ迅速に**避難住民等に対する救援**を実施します。

**救援は**、本来**現物給付**によるものであることを前提として、**知事が必要であると認めた場合**においては、特例的に救援を要する者に対して、**金銭を支給して救援**を行います。

### (ア) 県が実施する救援の補助

a **県は**、避難住民等の**救援**について、原則として実施し(法第75条)、**市町村はこれを補助**することとされています。(法第76条第2項)

b このため、**市(危機管理部ほか担当部局)**は、救援を実施する県の担当部局と密接に連絡調整を行い、**情報の収集・提供、避難住民等への広報、施設・用地等の確保、救援作業**など、**県が実施する救援の補助**を行います。

### (イ) 市による救援の実施

a **県は**、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、**救援事務の一部を市町村が行うこととすることができ**るとされています。(法第76条第1項)

b このため、**県は**、避難の状況に応じ、あらかじめ調整した役割分担に沿って、**市町村が実施する救援の内容及び当該救援を行う期間を定め、市町村へ通報**するとともにその旨を公示することとされています。

c **市(危機管理部ほか担当部局)**は、**通知を受けたときには、自らの事務として当該救援事務を実施**するとともに、必要に応じ**収用や使用等の権限**を行使します。

d **県は**、市町村が**通知された救援事務を迅速かつ的確に行っていない場合は、当該救援を行うよう市町村へ指示**することとされています。

## オ 武力攻撃災害の対処準備及び対処

避難住民等の避難生活の県において**武力攻撃災害の対処準備を継続**するとともに、発生の際は直ちに**防除、軽減及び被害の応急復旧**を実施します。

## カ 住民生活の安定確保

避難住民の受入により住民生活に混乱が発生、拡大しないよう、**生活関連物資等の価格の安定、生活基盤の確保**等必要な予防、対処等を行います。

**3 各機関の役割****(1) 市（「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制を準用）**

| 各対策部 | 内 容   |
|------|---|
| 共 通  | 1 その他市長の命ずる事項、又は対策本部長の求める事項   |
| 統括部  | 1 受入、救援の総括<br>2 対策本部の設置<br>3 受入、救援の総合調整<br>4 受入に係る市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整<br>5 受入避難住民の誘導の総括に関する事<br>6 総合支所（対策支部）との連携及び情報収集・伝達に関する事  |
| 総務部  | 1 危険物質等の保安対策、対処<br>2 特殊標章等の交付、使用許可<br>3 運送の手配、運営に関する事<br>4 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等<br>5 職員の活動支援、安否等に関する事<br>6 市有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等<br>7 人権の擁護に関する事<br>8 外国人の保護に関する事<br>9 要避難市町村役場仮庁舎、現地受入本部の設置等<br>10 国民保護措置関係予算その他財政に関する事<br>11 市税・諸収入の減免、徴収猶予及びその周知<br>12 費用の出納及び物品の調達<br>13 避難住民等への食品の確保、生活必需品の確保等<br>14 義援金、救援物資の収配等<br>15 その他各部に事務に属さない事 |
| 情報部  | 1 情報の収集・提供等<br>2 受入、救援等に係る広報・広聴<br>3 写真等による情報の記録・収集等<br>4 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援<br>5 ボランティアに関する事   |
| 福祉部  | 1 安否情報の収集・伝達等<br>2 要配慮者の受入、救援<br>3 避難所の開設・運営<br>4 保育所園児の救援等<br>5 保育所園児の応急保育<br>6 他部に属しない生活支援及び保護に関する事   |

|               |   |
|---------------|---|
| <b>医療対策部</b>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療、助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関すること</li> <li>2 感染症の予防、対策等</li> <li>3 赤十字標章等の使用許可申請</li> <li>4 避難住民等の健康維持、保健衛生に関すること</li> <li>5 食品衛生、食中毒防止等及び水質検査等に関すること</li> <li>6 有害物質等の保安対策、対処</li> </ol>  |
| <b>経済観光部</b>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民等の就職支援</li> <li>2 観光施設への避難住民等の受入</li> </ol>  |
| <b>農林水産部</b>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業に関すること</li> <li>2 農林道・ため池・漁港施設の状況確認・確保・情報提供</li> </ol>  |
| <b>都市整備部</b>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路（農道、林道を除く）の状況確認・確保・情報提供</li> <li>2 応急仮設住宅等の建設</li> <li>3 ライフライン（電気、ガス、電話）の提供に関する連絡調整等</li> <li>4 武力攻撃災害の応急復旧等</li> <li>5 市街地等の状況把握、対策</li> <li>6 公共土木施設等の状況把握、対策、提供</li> <li>7 用地の確保、土地の使用・提供等</li> <li>8 危険箇所、支障となる工作物の除去等</li> <li>9 土木資機材等の手配</li> <li>10 建築の制限、緩和等</li> <li>11 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達</li> <li>12 避難住宅等用住宅（応急仮設住宅、市営住宅など）の供与</li> <li>13 応急公用負担</li> </ol> |
| <b>環境下水道部</b> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道に関すること</li> <li>2 遺体の処理、埋葬等</li> <li>3 廃棄物、し尿の処理</li> <li>4 入浴施設、トイレ等の確保・提供</li> <li>5 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等</li> </ol>   |
| <b>議会部</b>    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市議会に関すること</li> </ol>   |
| <b>文教部</b>    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒・幼稚園児の救援等</li> <li>2 児童生徒・幼稚園児の応急教育</li> <li>3 避難所の確保、開設、運営に対する協力</li> <li>4 文教施設等の状況把握、提供</li> <li>5 文化財の受入・保管</li> <li>6 授業料等の減免、徴収猶予、周知</li> <li>7 学用品の給与</li> </ol>  |
| <b>医療部</b>    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護活動の体制整備に関すること</li> </ol>   |

|      |   |
|------|---|
| 水道部  | 1 上水道の給水体制の整備及び飲料水の安定供給                       |
| 消防部  | 1 受入避難住民の誘導<br>2 消防に関すること<br>3 住民への情報伝達及び情報収集 |
| 対策支部 | 1 受入避難住民の誘導に関すること<br>2 総合支所管内の情報収集及び情報提供      |

## (2) 県

| 機関名 | 内 容   |
|-----|---|
| 県   | 1 県対策本部の設置、運営<br>2 避難住民の受入誘導<br>3 避難住民等に対する救援の実施<br>4 安否情報の収集、整理、報告、提供<br>5 武力攻撃災害対処措置の準備、実施<br>6 国民保護に係る市町村の指導連絡、支援<br>7 緊急通報の発令、通知<br>8 退避の指示、警戒区域の設定等<br>9 被災情報の収集、報告<br>10 生活関連物資等の価格安定措置<br>11 応急復旧<br>12 住民の救出救助<br>13 住民等に対する情報の提供 |

## (3) 指定地方行政機関

| 機関名 | 内 容                                    |
|-----|--|
| 共 通 | 1 <b>第3章</b> に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務 |

## (4) 自衛隊

| 機関名 | 内 容  |
|-----|--|
| 共 通 | 1 国民保護措置の準備、実施<br>(1) 避難住民の誘導に関する措置<br>(2) 避難住民等の救援に関する措置<br>(3) 武力攻撃災害への対処に関する措置<br>(4) 応急の復旧に関する措置 |

## (5) 指定公共機関

| 機関名 | 内 容                                    |
|-----|--|
| 共 通 | 1 <b>第3章</b> に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務 |

## (6) 指定地方公共機関

| 機関名 | 内 容                                    |
|-----|--|
| 共 通 | 1 <b>第3章</b> に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務 |

## 4 活動要領

## (1) 情 報

## ア 避難住民の受入に係る情報の収集、分析、共有

市（危機管理部、企画推進部）は、県（危機管理局）、要避難市町村等と連絡調整を行い、避難住民の人数、到着予定日時、避難経路、内訳（性別、年齢別、避難行動要支援者数など）等、避難住民の円滑な受入に必要な情報資料を収集・分析し、市内の関係機関・団体等へ提供します。

また、避難住民の受入に必要な情報について、住民へ提供します。

## イ 避難住民等の救援に係る情報資料の収集・分析、共有

市（危機管理部、企画推進部）は、受入地区の消防団、自主防災組織、自治会等の協力を得て、市内の避難住民等の状況を把握します。また、県（危機管理局）、要避難市町村等と連絡調整を行い、避難住民等の的確かつ迅速な救援に必要な情報資料を収集・分析し、市内の関係機関・団体等へ提供します。

また、避難生活に必要な情報について、避難住民等へ提供します。

## ウ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法第94条、第95条、第96条）

市（総務部、福祉部）は、県（地域振興部）、要避難市町村、関係機関・団体等と協力して、別紙第1「情報計画」2（9）項の定めるところにより安否情報を収集、整理し、県（地域振興部）へ報告するとともに、住民等からの安否情報の照会に対し、的確かつ迅速に回答します。

この際、個人情報の保護に配慮するとともに、安否情報を保有する関係機関と協力し、正確な情報管理に努めます。

## (2) 実施体制

## ア 市の受入・救援体制への移行

市（各担当部局）は、避難先地域として指定されたときには、原則として通常業務を継続しつつ、以下のとおり受入・救援準備体制を整備します。

また、受入の進捗状況に応じて、順次救援体制へ移行します。

| 項 目   | 内 容  |
|-------|--|
| 市の体制  | 1 職員の参集を手配、状況を確認<br>2 必要に応じ避難住民の誘導、避難住民等の救援実施関連課や避難先地区を所管する総合支所等の増員等<br>3 マニュアル、機器等を確認 |
| 市内の体制 | 1 消防団、自治会、自主防災組織などに第一報を連絡し、今後の連絡体制を確保。必要に応じ協力の要請、消防団の招集などを実施                           |

|              |   |
|--------------|---|
| 関係機関との連携     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県、日本赤十字社、関係機関・団体との連携を強化し、<b>誘導、救援の実施体制を確保</b></li> <li>2 県、関係機関・団体等への要請事項を見積り、<b>要請があり得る旨を事前に連絡</b></li> <li>3 必要に応じ県、関係機関・団体等へ<b>応援を要請</b>。受援に係る連絡調整</li> </ol> |
| 備蓄物資・資機材等の確認 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内の<b>備蓄物資、資機材等</b>について、直ちに活用できるよう<b>準備</b></li> </ol>   |
| 一時集合場所・避難所開設 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内の一時集場所、<b>避難所を開設</b></li> </ol>  |
| 要避難市町村事務の受託  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>要避難市町村</b>が被災によりその機能を有しない場合、<b>事務を受託</b></li> </ol>   |

### イ 対策本部の設置

市（危機管理部）は、対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときには、別紙第4「避難準備段階の計画」4（2）イ項に準じて**対策本部を設置**します。

#### （ア）計画・運用班

避難住民の受入、避難住民等の救援に要する**情報資料を収集分析**します。

#### （イ）情報・広報班

避難住民の受入、避難住民等の救援に要する情報資料を収集分析する他、避難住民等に対する**広報、広聴について企画調整**します。

#### （ウ）総務・調整班

避難住民等の**救援に要する物資、運送の確保、配分について企画調整**します。また、**対策本部の活動に必要な支援**を行います。

#### （エ）現地対策本部

必要に応じ現地対策本部を設置します。

### ウ 関係機関の救援体制

市（危機管理部）は、避難住民の受入、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、**連絡要員の受入、現地調整所の設置**など、県、関係機関・団体等との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図ります。

また、**救援に要する施設、物資、資機材の確保、安否・被災情報の提供、武力攻撃災害発生の際被災住民の救出救助等**について、必要な**要請と連絡調整**を行います。

#### （ア）県の救援体制

県は、状況に応じ、以下のとおり**避難住民の誘導支援体制から避難住民等の救援実施体制へ移行**することとされています。

また、**県対策本部は、避難住民等の救援に係る総合調整**を行うとともに、必要に応じ現地対策本部を設置することとされています。

- 1 避難住民等の救援実施関連部局や避難先地域を所管する地方機関等の増員
- 2 避難住民の誘導支援関連部局や要避難地域を所管する地方機関の縮小
- 3 **避難した県庁、地方機関について、仮庁舎等で業務を開始**



**(イ) 要避難市町村の受援体制**

要避難市町村は、当該市町村の国民保護計画で定めるところにより、**受援体制を整備し、仮庁舎などで事務**を行います。

**(ウ) 警察の救援体制**

警察は、**避難先地域、避難所などの防犯・警戒、緊急物資の運送に伴う交通規制、武力攻撃災害対処**など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、警察本部・関係警察署における警備本部の設置、交通規制体制等による総合対策を実施するほか、必要により警察庁等と連絡の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保することとされています。

**(エ) 消防の救援体制**

消防は、**武力攻撃災害対処**など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防局における警戒本部の設置等による**総合対策を実施**するほか、必要により消防庁と連絡の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保するよう努めることとされています。

**(オ) 公共的団体との連絡調整**

市（危機管理部ほか担当部局）は、**避難先地域としての指定を受けたときには、直ちに市内の公共的団体と連絡調整、情報収集を行い、受入、救援に際して必要な協力とその準備を要請**します。

**(カ) その他関係機関**

**指定地方行政機関・指定（地方）公共機関・自衛隊等は、その国民保護（業務）計画の定めるところにより国民保護措置を行うこととされています。**

市（危機管理部）は、これらの機関との**連絡調整については、原則として県（危機管理局）を通じて行いますが、武力攻撃災害の発生など緊急の場合には直接通報、協力要請**を行います。

**a 他市町村との連絡調整**

市（危機管理部）は、避難住民の受入及び避難住民等の救援を行うに当たり、**①近隣の市町村、②要避難市町村の避難経路である市町村と緊密に連絡を行い、情報共有、調整**を実施します。

特に、**県外からの避難住民の受入に当たっては、県（危機管理局）を通じて協議（法第58条第1項）、情報収集、連絡調整等を行うとともに、要避難市町村、避難経路となる市町村との緊密な情報交換、連携に努めます。**

**b 指定（地方）公共機関との連絡調整**

市内で避難住民、緊急物資の運送などの活動を行う指定（地方）公共機関について緊密に連絡調整を行うとともに、**指定（地方）公共機関が避難住民等の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援**を行います。

**c 指定（地方）行政機関との連絡調整**

市内で**緊急物資の運送経路の確保**などの活動を行う指定（地方）行政機関について、緊密に**連絡調整**を行います。

**d 自衛隊の国民保護等派遣（法第15条、第20条）**

避難住民等の救援を円滑に実施するために必要があると認められる場合の自衛隊の国民保護等派遣については、**別紙第5「避難段階の計画」4（2）ウ（キ）項に準じます。**

この際、武力攻撃事態等においては、**自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するもの**である点に留意します。

### (3) 補給支援

#### ア 業務実施の基本的事項

県対策本部（補給支援センター）は、県内の補給について、**一元的に調整することとされています。**

市（危機管理部、総務部）は、市内の物資、需給などの状況を集約し、**県対策本部に対し必要な要請を行うとともに、市内における緊急物資などの取得、配分について連絡調整を行います。**

この際、避難住民等のニーズに応じた円滑な補給及び要配慮者に対する適切な補給に注意します。

#### イ 補給支援施設

##### (ア) 補給支援施設

県対策本部（補給支援センター）は、状況に応じて**緊急物資集積地域、緊急物資集積所及び補給幹線を決定し、市町村、補給関係機関等へ通知するとともに、補給支援の管理運営を行うこととされています。**

市（総務部、都市整備部）は、**市が所管する緊急物資集積所及び補給幹線についての的確にかつ迅速に開設、運営、維持するとともに、その他市内の補給支援施設について状況確認、支援などを行います。**

##### (イ) その他の施設

市（総務部、都市整備部、福祉部）は、避難住民の受入の際、**急を要する緊急物資について支給できるよう一次集合施設を整備するとともに、避難住民等の救援の際速やかに補給支援が実施できるよう、あらかじめ避難所を準備します。**

併せて、**緊急物資集積所と一次集合場所、避難所の間を結ぶ市内の配分体制を整備します。**

また、必要に応じ**自主防災組織、自治会等に対し配分、炊出し等への協力を要請します。**

#### ウ 補給所要量

##### (ア) 受入及び救援初動段階

市（総務部）は、避難住民等から生活必需品の**補給所要量を見積り、県対策本部へ請求**します。

##### (イ) 救援段階

市（総務部ほか担当部）は、市内の避難住民、**避難所等の状況を把握し、日用品、嗜好品なども含む補給必要量を集計して県対策本部へ請求**します。

この際、画一的な補給に陥ることなく、避難住民の**ニーズに応じたきめ細かい補給の確保に**配慮します。

#### エ 取得

県は、補給品について、原則として以下のとおり確保又は調整することとされています。

- 1 備蓄物資の活用
- 2 補給品の購入

- |   |  |
|---|--|
| 3 | 関係機関・団体等への <b>支援要請</b>                       |
| 4 | 不足等が見込まれる補給品の確保（ <b>特定物資の売渡要請、収用、保管命令等</b> ） |

## オ 配分

県は、原則として、**緊急物資集積地域に集積した補給品を緊急物資集積所へ配分**又は必要に応じて備蓄倉庫・業者等から**市町村又は避難住民等への直接運送**を実施することとされています。

市（総務部）は、緊急物資集積所等に配分された補給品について、市内の各避難所等に配分します。この際、県（商工労働部）や市内の指定地方公共機関以外の運送事業者へ運送を要請するとともに、必要に応じて消防団、自主防災組織、自治会、ボランティア及び避難住民等に対し、自主的な協力を要請します。この際、公平・平等な配分に留意します。

## (4) 運送

### ア 業務実施の基本的事項

的確かつ迅速に避難住民等の救援が実施できるよう、緊急物資の円滑な運送を支援します。

この際、県（商工労働部）、運送事業者である指定（地方）公共機関、道路管理者その他関係機関・団体との密接な**連携**に留意します。

### イ 運送支援施設

市（総務部）は、他の道路管理者と連携して、市内の運送網の情報を把握し、県（県土整備部）に対し提供するとともに、**市が所管する運送経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）**し、必要な場合は速やかに**代替経路を決定**します。

また、**避難所、緊急物資集積所周辺の道路、運送経路へのアクセス道路等**についても**確保**に努めます。

### ウ 運送業務

#### (ア) 配分計画の決定

県は、緊急物資に係る**運送計画（運送配分計画、道路使用計画、運送実施計画）**を策定することとされています。

市（総務部、都市整備部）は、県運送計画を受けて、市内の各避難所等に対する**配分計画**を策定します。

#### (イ) 運送力の確保

市（総務部）は、原則として**県（商工労働部）から運送手段を確保**し、市内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、**市内の受入、配分体制を整備**します。

また、必要に応じ**市内の指定地方公共機関以外の運送事業者等**に対し、**運送**を要請します。

#### (ウ) 運送の実施

市（総務部）は、別紙第5「避難段階の計画」4（4）ウ（ウ）項に準じて運送を行います。

### エ 交通規制

**公安委員会・警察は、緊急物資の運送その他の国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため、別紙第5「避難段階の計画」4（4）コ項に準じて交通規制を実施**することとされています。

市（危機管理部、企画推進部、都市整備部）は、市内の**交通規制**について確認、住民へ周知す

るとともに、**緊急物資の運送等のため必要がある場合には**、市内における交通規制の実施について**警察署長に対し連絡調整、要請**を実施します。

## (5) 衛生

### ア 業務実施の基本的事項

**県（福祉保健部）は、避難生活の間の医療等の提供について、一元的に運用することとされています。**

**市（健康子ども部）は、市内の医療等の提供状況、避難所等の衛生状況を把握し、県（福祉保健部、生活環境部）、要避難市町村、関係機関・団体等と緊密に連携して、市内の避難住民等に対する医療等の提供、衛生の確保、感染症の予防などに努めます。**

また、**市立病院は、避難住民等に対し医療等を提供**します。

### イ 衛生支援組織

#### (ア) 市内の衛生支援組織の活動

**市（健康子ども部）は、市内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対し臨時医療施設の開設、救護班の派遣などを要請するとともに、市内の臨時医療施設、救護班の活動について、連絡調整、支援**を実施します。

#### (イ) その他の施設等の活動

**市（健康子ども部）は、避難所の管理者等と連携して、避難住民の衛生管理、健康維持を行うとともに、必要に応じ応急手当**を実施します。

### ウ 治療業務

#### (ア) 医療等の提供

**県（福祉保健部）は、避難先地域の状況等に応じて医療等提供計画を策定し、以下のとおり医療等を提供することとされています。**

|                      |  |
|----------------------|--|
| 医療の要請及び指示            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県医師会等を通じ<b>医療関係者</b>に対し医療の実施を<b>要請</b></li> <li>・ 正当な理由なく<b>要請に応じないときは、書面により医療を行うべきことを指示</b></li> </ul> |
| 医薬品等の売渡要請など          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定物資である<b>医薬品</b>などについて、<b>売渡要請、収用、保管命令等</b></li> </ul>   |
| 臨時医療施設を開設するための土地等の使用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>臨時の医療施設を開設</b>するため、原則として<b>土地等の所有者及び占有者の同意</b>を得て、当該土地を使用</li> </ul>                                 |

**市（健康子ども部）は、市内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対し、医療等の提供に係る要請、連絡調整及び補助**を行います。

#### (イ) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処

**市（健康子ども部）は、武力攻撃災害等が発生したときには、別紙第4「避難準備段階の計画」4（5）ウ（イ）項に準じて対処**します。

## エ 搬送業務

県（福祉保健部）は、避難生活等の状況に応じて**搬送計画の作成、搬送体制（トリアージを含む）の設定等**を行い、**搬送を実施**することとされています。

市（健康子ども部）は、搬送必要者数など市内の状況を確認し、**県**に対し、①市内の一次集合場所、避難所等から**臨時医療施設等への搬送**、②**市外への搬送**、を**要請**するとともに、搬送車両の受入等について連絡調整を行います。

また、**武力攻撃災害等が発生した場合**には、直ちに**県（福祉保健部）、東部消防局に第一報**を通報し、迅速な**搬送を要請**するとともに、可能な限り速やかに**被災者数などの情報**を収集し、**県等へ提供**します。

## オ 防疫業務

県（福祉保健部、生活環境部）は、避難生活の間における**感染症の予防及び対処**に留意し、**避難所の衛生を管理**するとともに、**各種防疫措置を実施及び関係機関へ要請**することとされています。

市（健康子ども部）は、県、要避難市町村、関係機関・団体と連絡調整し、的確かつ迅速に避難住民等に対する**予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療を実施・補助**するとともに、**感染症の予防法及び発生時の対処等**について**避難住民等に周知**するとともに、**避難所の衛生維持**に努めます。

また、**感染症等が発生した場合**には、遅滞なく発生情報を収集し、**県（福祉保健部、生活環境部）、東部消防局、関係機関・団体と連携**し、直ちに**病原体検索、消毒、離隔及び診療等を実施・補助**し、**拡大の防止**に努めるとともに、**不足する人員、資機材等の支援を要請**します。

### （ア）飲料水の安全確保

県（生活環境部）は、**消毒薬の配布及び残留塩素の確認等**について、以下のとおり業務を行うこととされています。

- 1 井戸水等の塩素による消毒
- 2 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
- 3 避難住民等への消毒薬・簡易残留塩素検出チューブの配布
- 4 避難住民等への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

市（健康子ども部、下水道部、水道局）は、市内の**飲料水の供給状況を把握**し、避難住民等に対する飲料水供給のため、**上下水道を確保、改良**するとともに、**適時適切に水質検査**を行い、飲料水の安全を確保します。

### （イ）食品の安全確保

県（生活環境部）は、武力攻撃災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下などにより**食品の腐敗、汚染等の発生が予想**されることから、以下のとおり**食品の安全確保を図る**こととされています。

- 1 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- 2 食品集積所の衛生確保
- 3 避難所の食品衛生指導

- 4 関係施設の貯水槽の簡易検査
- 5 仮設店舗等の衛生指導
- 6 その他食品に起因する危害発生の防止
- 7 食中毒発生時の対応

**市（健康子ども部）は、市内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施します。**

**(ウ) 避難所の食品衛生指導**

**県（生活環境部）は、避難所における食中毒の発生を防止するため、次の点に留意して、避難住民等に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行うこととされています。**

- 1 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- 2 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- 3 手洗いの励行
- 4 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- 5 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- 6 情報提供
- 7 殺菌・消毒剤の手配、調整

**市（健康子ども部）は、市内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施します。**

**(エ) 避難所の防疫措置**

**知事（福祉保健部、生活環境部）は、避難所の防疫のため以下の業務を実施することとされています。**

- 1 トイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒（避難所開設後速やかに及び適宜実施）
- 2 健康調査及び健康相談（避難所開設後速やかに）
- 3 給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導

**市（健康子ども部、下水道部）は、市内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施・補助します。**

**(オ) 消毒とその確認**

**県（生活環境部）は、以下のとおり消毒等を実施することとされています。**

- 1 被災家屋、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒又は消毒薬の配布・指導
- 2 被災地の汚染された井戸の消毒（汚染された場合直ちに実施し、以後、消毒薬を住民に配布し、住民の自主的な消毒の実施後、消毒を確認）

**市（下水道部）は、市内の要消毒場所、消毒状況等を把握するとともに、県、関係機関・団**

体等と連携して、業務を実施・補助します。

#### カ 健康管理業務

県（福祉保健部）は、以下のとおり**避難住民等の健康管理業務**を行うこととされています。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康相談・指導の実施、健康相談等窓口の設置<br/>避難地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等</li> <li>2 患者の早期発見、被災地の感染症発生状況の把握、必要に応じ応急治療等</li> <li>3 感染症等が発生した場合は、感染症患者を迅速かつ安全に隔離、患屋・避難所の消毒の実施及び指導</li> <li>4 栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を実施</li> </ol> <p>※ 要配慮者の心身の健康状態に特に配慮</p> |
|---|

市（健康子ども部）は、市内の**避難住民等の健康状況を把握**するとともに、**県、関係機関・団体と連絡調整を行い、業務を実施・補助**します。この際、冬季の防寒対策などに特に留意します。

#### キ 市立病院業務

市立病院は、避難住民等の人数、内訳、状況等を受けて**市立病院医療等実施計画**を策定し、傷病者である避難住民、被災者等の受入、**治療**及び避難生活の間の避難住民等に対する**医療、助産**等を実施します。

また、**武力攻撃災害等が発生したときには**、直ちに**患者の受入、救護班の派遣**など必要な措置を実施します。

この際、**不足する医療用人員、資機材、医薬品等**については、速やかに**県（福祉保健部）、関係機関・団体**に対し支援を要請します。

#### ク 廃棄物・し尿処理

市（下水道部）は、**避難住民数、処理施設の状況**などに基づいて**廃棄物・し尿処理計画**を策定し、廃棄物・し尿を**処理**します。

また、**避難住民等、避難所の管理者など**に対し、**廃棄物の排出の場所・日時・方法の設定、仮設トイレ等**の使用上の注意等を周知します。

##### （ア）廃棄物処理とその特例

- a 市（下水道部）は、**避難住民等の数から廃棄物の量を見積り、処理場、処理用の車両、人員等**を確保します。

この際、必要に応じ**東部広域行政管理組合、県（生活環境部）、近隣市町村、関係機関・団体等**に応援を求めます。

また、**要避難市町村、避難所の施設管理者と連携**して、避難住民等に対し、**廃棄物の排出の場所・日時・方法等**について、周知します。

- b 市（下水道部）は、**廃棄物処理について環境大臣により特例地域に指定されたときは、廃棄物処理法による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示**します。

##### （イ）し尿処理

- a し尿処理の基本的考え方

|   |
|---|
| <p>1 <b>水を確保</b>することによって、<b>下水道機能を確保</b>します。</p> <p>2 1の対策と併せ、<b>仮設トイレ等を使用</b>します。なお、貯留したし尿は原則として下水道施設（処理場のほかに、幹線管きよを使用します。）への投入により処理します。</p> |
|---|

**b し尿処理方法**

|     |   |
|-----|---|
| 避難所 | <p><b>避難所のし尿処理</b>については、<b>被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用の可否等避難所の状況</b>により、<b>学校プール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用</b>するとともに、水洗トイレが不足する場合を想定して、<b>便槽付の仮設トイレ等を設置</b>します。</p> <p>また、<b>くみ置き水等を利用した水洗トイレの使用</b>について、<b>避難住民等へ周知</b>します。</p>                  |
| 地域  | <p>ライフラインの供給停止により<b>住宅</b>において従来の生活ができなくなった地域においても<b>可能な限り水洗トイレを使用</b>できるようにします。このため、<b>井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能を活用</b>するとともに、<b>家庭、事業所に対し、水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知</b>します。</p> <p>また、便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも使用し地域の衛生環境を確保します。</p> |

**c 仮設トイレ等のし尿処理**

|           |  |
|-----------|--|
| 仮設トイレの設置等 | <p><b>1 設置体制等の設定</b></p> <p>仮設トイレ等については、まず、<b>県、市町村の連携備蓄により対処し、不足した場合は原則として、県は、調達して市へ配分</b>することとされています。</p> <p><b>2 要配慮者に対する配慮</b></p> <p>仮設トイレ等の<b>機種選定</b>に当たっては、<b>要配慮者に対して配慮</b>します。</p> <p><b>3 設置場所等</b></p> <p>仮設トイレ等の設定に当たっては、<b>し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定</b>しておくとともにこれを周知します。</p>                                       |
| し尿処理計画    | <p><b>1 収集体制の整備</b></p> <p>仮設トイレ等の<b>設置状況</b>に基づき、<b>収集体制（人員、車両、施設など）を整備</b>します。</p> <p><b>2 応援体制の整備</b></p> <p>収集体制に<b>不足が生じた場合は、県、近隣市町村、関係機関・団体等</b>に対し、<b>搬入する処理場の確保など、必要な応援を要請</b>確保します。</p> <p><b>3 収集作業</b></p> <p>被害状況、収集場所等の情報に基づき、くみ取りを必要とする<b>仮設トイレ等のし尿を吸上車（バキュームカー）</b>により<b>収集の上、下水道処理場に搬入して、し尿を処理</b>します。</p> |

**ケ その他**

**(ア) 避難所の衛生管理**

**県（福祉保健部）は、避難住民等の生活環境の確保及び健康管理などを的確に行うため、あ**



らかじめ県及び市町村が活動すべき標準的な事項を示した「避難所等の衛生管理マニュアル」を作成し、同マニュアルに基づき以下のとおり**保健衛生対策を実施**することとされています。

市（健康子ども部）は、市内の**避難所の衛生状況を把握**するとともに、同マニュアルに基づき、**避難所の保健衛生対策を実施、補助**します。

#### 1 避難所の衛生管理指導に関する活動方針

県（福祉保健部）は、**避難所の過密状況等に関する情報を集約し、避難所間及び各市町村間の適切な避難住民等の再配分**を行い、適切な衛生管理を行うこととされています。

市（健康子ども部）は、市内の**避難所の情報を把握**し、必要に応じ県と連絡調整を行うとともに、**避難住民等の再配分及び衛生管理を実施、補助**します。

#### 2 避難所の衛生管理指導に関する業務

県（福祉保健部）は、**避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、必要に応じて、避難所内外におけるごみ保管場所等の消毒、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境を保持**することとされています。

このため、**土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難住民等の生活環境上必要な物品の確保、避難住民等とのプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民等への衛生管理上の注意事項等を周知**することとされています。

市（健康子ども部）は、市内の**避難所の状況を把握し、管理者と連携して、これらの業務を実施、補助**します。

#### (イ) 入浴

市（下水道部）は、市内の**避難住民等の受入状況に基づき、県（生活環境部）に対し、仮設浴場、シャワー施設などの設置及び入浴用水の確保**を要請します。

また、**要配慮者の入浴**については、可能な限り**高齢者施設、障がい者施設、福祉避難所**などへの受入により対応するものとし、必要に応じて**施設、設備の設置、介助要員の確保**などについて、**県（福祉保健部）と連絡調整**を行うとともに、市内の**公衆浴場の営業情報**などを、**県（生活環境部）、避難住民等へ提供**します。

#### (ウ) 洗濯

市（下水道部）は、市内の**避難所の設置状況、避難住民等の受入状況に基づき、県（生活環境部）に対し、洗濯場の設置（洗濯機の借上げ等）、洗濯用水の確保**などについて協力を求めます。

また、**要配慮者の衣類の洗濯**については、可能な限り**高齢者施設、障がい者施設**などへの受入により対応するものとし、必要に応じて**介助要員の確保**などについて、**県（福祉保健部）と連絡調整**を行います。

### (6) 施設

#### ア 業務の基本的事項

県（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）は、**避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難の状況に応じ速やかに救援施設を提供**するとともに、**避難生活期間中適切に維持管理**を行うこととされています。

市（健康子ども部、下水道部、都市整備部）は、市内の各施設及び用地の状況を把握し、県等と密接に連絡調整の上、**施設の提供、維持を実施、補助**します。

また、**要避難市町村役場の仮庁舎などを設置・維持**するとともに、被災した市町村有施設について**代替施設の確保等**、必要な対応を実施します。

## イ 施設所要量

### （ア）避難所、臨時医療施設

県（福祉保健部、生活環境部）は、確実に救援が行われるように、避難状況を適時適切に入手し、**避難所、臨時医療施設の必要量の変化を把握**することとされています。

市（福祉部、健康子ども部）は、市内の**避難住民等の数、施設の状況**に応じ、**建設・整備を必要とする避難所、臨時医療施設等の必要量**を見積ります。

### （イ）公共施設

市（総務部）は、状況に応じ、**要避難市町村と協議**し、要避難市町村役場の**仮庁舎**、必要に応じ**市立病院仮庁舎、仮設校舎**などが設置できるよう、**必要回線数**などの見積り、**候補施設（総合支所など）の確認、連絡調整等**を行い、可能な限り迅速に業務を開始できるよう準備するとともに、状況に応じ適切な**維持及び所要の充実に協力**します。

## ウ 建設

### （ア）救援施設

#### a 避難所

##### ① 避難所の開設

市（福祉部、教育委員会）・県（危機管理局、福祉保健部ほか各部局など）は、協力して以下のとおり避難住民等へ**避難所を提供**することとされています。

| 機関名                      | 内 容  |
|--------------------------|--|
| 避難所管理者                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>避難所管理者は、その管理する避難所を開設</b></li> <li>2 <b>避難所管理者は、避難所を開設したときには、開設の日時、場所、避難住民等の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県（福祉保健部）、市（福祉部）及び警察署、東部消防局等関係機関に連絡</b></li> <li>3 <b>避難所が不足する場合には、一時的に避難住民等を受け入れるため、野外に收容施設を開設</b><br/>                     なお、野外に收容施設を開設した場合の県（福祉保健部）、市（福祉部）及び関係機関への連絡は、避難所の開設と同様</li> <li>4 <b>野外收容施設の開設に必要な資材が不足するときには、市（都市整備部）、県（福祉保健部）に調達を依頼</b></li> <li>5 <b>野外收容施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間</b></li> </ol> |
| 県<br>（福祉保健部、生活環境部、会計管理者、 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>福祉保健部</b><br/>                     ①県内の<b>避難所の開設状況を把握</b>するとともに、市町村、避難所管理者から<b>野外收容施設の設置に必要な資材等の調達依頼</b>があ</li> </ol>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>教育委員会)</p>                          | <p>ったときには、所要量を集計して<b>出納局に調達方を依頼</b></p> <p>②<b>電気通信事業者と契約を締結し、避難住民等に電話、インターネット等の利用環境を提供</b></p> <p>③<b>要配慮者に配慮した福祉避難所及び応急仮設住宅、通信機器等を手配</b></p> <p>④必要に応じ、<b>県教育委員会</b>に対し、<b>避難所開設の応援</b>を要請</p> <p><b>2 生活環境部</b></p> <p>①<b>避難が長期にわたることが見込まれる場合、早急に応急仮設住宅等を手配</b></p> <p>②<b>応急仮設住宅の提供について、市町村間で格差が生じることがないように調整</b></p> <p><b>3 出納局</b></p> <p>福祉保健部から<b>野外収容施設の開設に必要な資機材等の調達依頼</b>があったときには、直ちに<b>緊急調達を手配</b></p> <p>なお、野外収容施設として調達する資材は、その緊急性にかんがみ<b>短期日に設置可能なテントを調達</b></p> <p><b>4 教育委員会</b></p> <p>福祉保健部から避難所開設の応援依頼を受けた場合には、<b>市町村の教育委員会と連絡をとり開設に協力</b></p> |
| <p><b>避難先市町村</b><br/>(福祉担当課、教育委員会)</p> | <p><b>1 福祉部</b></p> <p>①<b>市内の避難所の開設状況を把握し、野外受入施設の設置に必要な資材等の調達について県(福祉保健部)に依頼</b></p> <p>②必要に応じ、<b>教育委員会</b>に対して<b>避難所開設の応援</b>を要請</p> <p><b>2 教育委員会</b></p> <p>市(福祉部)から<b>避難所開設の応援要請を受けた場合には、県(教育委員会)と連絡をとり開設に協力</b></p>   |

この際、避難住民等の受入状況に応じた適時適切な避難所の提供に注意するとともに、**避難の長期化が予想される場合等**には、可能な限り**避難所の質的向上**を図ります。

**②避難所の運営**

**県(福祉保健部)は、避難所の運営を原則として行うこととされています。**

**市(福祉部)は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、県から要請を受けた場合、協力をを行います。**

| 機関名                            | 内 容  |
|--------------------------------|--|
| <p><b>避難所管理者</b></p>           | <p><b>避難所管理者は、避難所の運営が混乱なく円滑に行われるよう、県(福祉保健部)が事前に作成した「避難所マニュアル」に基づき適切に避難所を運営</b></p> |
| <p><b>県</b><br/>(福祉保健部、教育)</p> | <p><b>1 福祉保健部</b></p> <p>避難所を運営する際の指針として、<b>事前に作成した「避難所運</b></p>                   |

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| <p>委員会、地域振興部)</p>                     | <p><b>営マニュアル」を市、避難所管理者等へ提供するとともに、これに基づき以下のとおり運営業務を実施</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 避難所の規模及び周辺の状況を勘案し、<b>運営に要する職員を適切に配置</b></p> <p>2 情報伝達手段を確保し、適宜正確な<b>情報を提供</b>するとともに適切な指導を実施</p> <p>3 傷病者に対し救急医療をほどこすため、必要に応じ避難所内又は付近に<b>臨時医療施設及び医師等を確保</b></p> <p>4 避難所の<b>衛生保全</b>を実施</p> <p>5 避難期間に応じて、<b>食品、飲料水及び救急物資の手配</b>を行うとともに、その<b>配分方法等</b>を定め平等かつ能率的な配分を実施</p> <p>6 避難所に避難した避難住民等に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、<b>テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行及び配布・掲示、インターネット、ファクシミリ等の機器を整備</b>するよう努める</p> </div> <p><b>2 教育委員会</b></p> <p>①<b>県立学校は、避難所の運営について協力・援助等</b>を実施</p> <p>②<b>教職員の役割分担、体制等</b>について、<b>県と協議・計画</b></p> <p><b>3 地域振興部</b></p> <p>避難施設に指定されている<b>私立学校</b>に対し、<b>避難所の運営への協力を要請</b>して必要な事項を<b>協議</b></p> |
| <p><b>市</b><br/>(企画推進部、福祉部、教育委員会)</p> | <p><b>1 企画推進部</b></p> <p>避難住民の受入に当たっては、要避難市町村は可能な限り自治会単位に避難住民の集団を編成することから、市内の自治会等組織に<b>避難所の自治会等への支援</b>が得られるよう努力</p> <p><b>2 福祉部</b></p> <p>避難所における<b>情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等</b>について、県から要請を受けた場合には<b>協力</b>を実施</p> <p><b>3 教育委員会</b></p> <p><b>市立学校は、県立学校に準じて協力・援助</b>を実施</p>  |

**b 応急仮設住宅等**

**県（生活環境部）は、避難生活の長期化等の状況に応じ、応急仮設住宅及びそれに伴うライフラインなどを整備**することとされています。

**市（都市整備部）は、市内の建設用地やライフラインの状況把握、県、関係機関・団体との連絡調整等を行い、応急仮設住宅の整備を実施、補助**します。

この際、不足する資材などについては、**県（農林水産部）等へ応援**を要請します。

**c 市営住宅等**

**市（都市整備部）は、避難先地域に指定されたときには、市営住宅の新規入居の停止、空**

き状況等の確認等を行い、必要に応じて避難住民等に提供します。

#### d 施設等の運営

##### (イ) 公共施設

市（都市整備部）は、要避難市町村役場仮庁舎、必要に応じ要避難市町村立病院仮庁舎などの提供・運営について連絡調整を行い、施設の提供、必要な改修、回線敷設などを実施します。

この際、必要に応じ、県（県土整備部）に対し、①職員派遣等の人的支援、②物資、資機材供給等の物的支援、③技術上の助言などの支援を要請します。

#### エ 不動産の計画

##### (ア) 避難所など

県（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、救援施設建設用地の確保、発注及び維持管理を行うこととされています。

また、不足が見込まれる用地については、速やかに手配、支援要請を実施するとともに、必要に応じて土地等の使用手続き（法第82条～第84条）を実施することとされています。

市（都市整備部）は、以下のとおり市内の応急仮設住宅等の建設用地を確保、提供します。

この際、建設用地の必要量の適切な見積り、県、関係機関・団体との密接な連絡調整に注意するとともに、必要に応じ県等に応援（土地等の使用手続き（法第82条～第84条）を含む）を要請します。

- 1 市内の建設候補地の状況確認
- 2 建設用地の事前確保、使用許可
- 3 市所管用地等の転用
- 4 建設用地における応急仮設住宅及びこれに伴うライフライン等の建設準備
- 5 賃貸借等の契約

##### (イ) 公共施設

市（都市整備部）は、要避難市町村役場仮庁舎などの候補施設のうち用地等の確保が必要なものについて、候補となる施設の管理者、用地所有者等に連絡し、賃貸借等の契約を行います。

#### (7) 人事運用

##### ア 職員の確保

通常の業務を継続しつつ救援を実施、補助するため、必要に応じて人員の増員、配置変更、組織の改編等を行います。

この際、職員の安全確保に配慮するとともに、不足する人員等については、速やかに県（総務部）等に対し派遣要請等を実施します。

##### イ 被災者の搜索、救出

別紙第5「避難段階の計画」に準じて被災者の搜索、救出を行います。

##### ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱

##### (ア) 埋葬、火葬

県（生活環境部）は、要避難地域等から搬送されてきた遺体や、武力攻撃災害の際死亡した者の遺体について、遺族が埋火葬を行うことが困難な場合や、遺族がいないような場合には、

以下のとおり**棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供等を行うこととされています。**

(法第75条第1項)

- 1 墓地、火葬場の能力、遺体の数、所在などの**情報を集約し、埋葬、火葬を実施**
- 2 この際、「**広域火葬計画の策定について**」(平成9年1月13日付衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)などを踏まえ、**あらかじめ策定している広域的な火葬計画等**により対応
- 3 法第122条及び令第34条の規定に基づき**墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が認められた場合は、速やかに同特例に基づき対応**

**市(健康こども部、下水道部)**は、迅速な**死亡届の受理及び火葬(埋葬)許可書の交付**に努めるとともに、**県に対して市内の火葬場、埋葬場に係る情報提供や連絡調整**などを行います。

#### (イ) 遺体の取扱

**県(生活環境部、警察本部)**は、要避難地域等から搬送されてきた遺体や武力攻撃災害の際死亡した者の遺体について、社会混乱のため**遺族等が死体識別等のための洗浄や消毒の処置等を行えない場合には、処理を行うこととされています。**(法第75条第1項、令第9条)

- 1 **遺体を検索する関係機関(消防機関、海上保安庁、自衛隊等)、洗浄・縫合・消毒等の処理を行う関係機関と連携し、遺体の検索、処理の時期や場所を調整**
- 2 **遺体の一時保管場所、搬送体制を確保し、身元の確認、搬送の手配、遺族への引渡などを実施**

**市(下水道部)**は、消防団等による**遺体の検索、遺体の一時保管場所の確保、開設、運営への協力**などを行います。

#### (8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

##### ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難受入段階においては、**別紙第4「避難準備段階の計画」**4(8)項に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

##### イ 武力攻撃災害への対処

避難受入段階で突発的に武力攻撃災害が発生したときには、**別紙第3「緊急避難段階の計画」**に準じて対処します。

#### (9) 国民生活の安定に関する措置

##### ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

避難受入段階においては、武力攻撃(予測)事態の認定等により住民の不安感、緊張感が高まることや一時的に生活関連物資等の不足が予想されることから、**市(経済観光部、企画推進部)**は、**第6章2(6)項**により、市内の生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときには、**県(生活環境部)**等に対し**価格安定措置を実施するよう要請**します。

##### イ ライフライン等の確保

(ア) 市（農林水産部、下水道部、水道局）は、市が管理する上下水道について**施設や設備の警戒、水質検査の情報収集を強化**し、確実に供給を確保するとともに、避難住民等の受入に伴い必要に応じて**施設の改良等**を実施します。

(イ) 市（都市整備部）は、電気、ガス、電気通信などのライフライン事業者等との連携を強化し、**市内のライフラインの確保**に遺漏がないようにします。

#### ウ 防犯等

市（危機管理部）は、**避難所等における窃盗事案等の発生、救援物資の集積所等における係争事案の発生等**に備え、鳥取・浜村・智頭警察署等と連携し、**パトロールの強化、避難所等の巡回等**による警戒の強化を行います。

#### エ 住民への周知

市（企画推進部）は、国、県等が実施する**国民生活安定措置**について①**避難住民等**、②**避難所周辺住民**、③**その他の住民に広報**を行い、適切な対応を呼びかけます。

#### オ その他

##### (ア) 雇用の確保

県（商工労働部）は、以下のとおり**避難住民等の雇用確保等**に努めることとされています。

- 1 被災者の**就労状況**の把握
- 2 厚生労働省の職業紹介等の**雇用施策**及び被災地域における**雇用の維持に関する措置**に対する協力
- 3 避難住民等、被災地域等の実情に応じた**雇用確保等**

市（企画推進部、経済観光部）は、市内の避難住民等の状況を把握し、**雇用確保措置に係る県との連絡調整、要請等**を行うとともに、避難住民等に対して**情報を提供**します。

##### (イ) 生活再建資金の融資等

県（生活環境部）は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活を再建するに当たり必要となる資金について、**自然災害時の制限等を参考**にしつつ、被災状況に応じた**制度の実施等の対応を検討**するとともに、その円滑な実施を目的とする総合的な相談窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施することとされています。

市（企画推進部）は、避難住民等に対し、**生活再建資金の融資等に関する情報を提供**します。

#### (10) 広報、広聴活動

市（企画推進部）は、①**避難住民等**、②**避難所周辺住民**、③**その他の住民**に対して、**被災情報、安否情報、生活安全情報等**の各種情報を**提供**するとともに、**問い合わせや相談等**に応じる相談窓口を設置するなど支援を行います。

##### ア 広報の強化

##### (ア) 避難住民等に対する広報

市（企画推進部）は、避難住民等の安全と避難生活の便宜を図り、混乱を防ぐため、**県対策本部（広報センター）、要避難市町村等と協力**し、以下のとおり**避難住民等に対する広報**を実施します。

| 区分   | 内 容  |
|------|--|
| 広報項目 | <b>1 武力攻撃（予測）事態の概要</b><br>(1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測<br>(2) 国、県、市などの対応状況、今後の救援<br>(3) 被災情報、安否情報など<br><b>2 避難所における注意事項</b><br>(1) 冷静な対応の呼びかけ<br>(2) テレビ、ラジオ、防災行政無線、CATV等による情報に注意すること<br>(3) 要請されたときの必要な協力やボランティア活動等についての啓発<br>(4) 住民からの重要な情報（武力攻撃災害の兆候等）について、市に連絡するよう求め<br><b>3 避難所での生活等に関する注意事項、生活関連情報等</b><br><b>4 その他</b><br>(1) 交通の規制<br>(2) 犯罪の予防<br>(3) 児童生徒の登下校に対する安全確保<br>(4) 交通機関の運行状況の把握<br>(5) 戸締り、火元・危険物の管理や他の安全対策 |
|      | <b>1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報</b><br>(1) 緊急通報の内容<br>(2) 退避の指示の内容<br>(3) 注意事項<br>(4) 情報に注意するよう呼びかけ   |
| 広報手段 | 避難所に対する <b>巡回活動、広報資料</b> の作成・配布・掲示、避難所管理者・避難所自治会への <b>連絡、インターネット等</b>  |
| 注意事項 | 1 広報項目については、 <b>県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整</b> を実施<br>2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安を招くことがないように、十分に注意<br>3 混乱発生のおそれが予測される場合には、県（元気づくり総本部）、避難先市町村及び避難市町村において、必要な対応及び避難住民等への広報・通報を実施   |

(イ) 避難所周辺住民その他の住民に対する広報

市（企画推進部）は、市広報を通じ、**避難所周辺住民その他の住民**に対し、武力攻撃（予測）事態等、避難受入等の**情報を提供し、協力を要請**します。

(ウ) 関係機関への要請

市（企画推進部）は、広く**避難住民等、住民に対する広報が必要な項目**について、以下のとおり**関係機関に対し、広報に対する協力を要請**します。

| 依頼先                    | 依頼内容  | 広報内容                           |
|------------------------|---|--------------------------------|
| <b>県</b><br>（元気づくり総本部） | 県広報と併せた広報及び広報への協力要請<br>1 <b>県広報</b> による住民への広報 | 1 武力攻撃（予測）<br>事態等の <b>現状及び</b> |



|                |  |   |
|----------------|--|---|
|                | 2 指定地方行政機関、放送事業者、運送事業者、その他の <b>指定（地方）公共機関等への広報協力要請</b> | <b>予測</b><br>2 <b>避難受入等状況</b><br>3 避難住民等の <b>生活関連情報、注意情報</b> など |
| <b>避難市町村</b>   | <b>避難住民等</b> に対する広報                                    |   |
| <b>公共的団体等</b>  | <b>構成員等</b> に対する広報                                     |   |
| <b>公共交通機関</b>  | <b>車内放送、構内放送等</b> による利用者等に対する広報                        |   |
| <b>集客・観光施設</b> | <b>場内放送等</b> による来客に対する広報                               |   |

**(エ) 障がい者、外国人等への広報**

市（総務部、企画推進部、福祉部）は、障がい者、外国人その他広報に配慮が必要な避難住民等に対し、別紙第5「避難段階の計画」4（10）ア（ウ）項に準じて広報を実施します。

**イ 報道機関への情報提供**

市（企画推進部）は、資料提供等により正確かつ迅速に報道機関へ情報を提供するとともに、必要に応じて**広報への協力を要請**します。

**ウ 広聴**

市（企画推進部）は、市役所、総合支所、避難所などに**相談窓口を設置**するとともに、相談窓口に情報を集約し、安否情報、生活関連情報等に係る住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じて県、要避難市町村関係機関へ必要な協力を求めるなど、その解決を図ります。

**5 その他****(1) 応急教育**

市（教育委員会）は、避難受入状況に応じ、**県（教育委員会）、要避難市町村（教育委員会）等と協力して避難児童生徒及び幼稚園児に対する応急教育（就学、進学、就職支援など）**を実施します。

**ア 実施すべき業務****(ア) 市（教育委員会）****a 市内の状況確認と受入等の決定**

市（教育委員会）は、市内の各教育施設の状況及び避難児童生徒及び幼稚園児の数等に基づき児童生徒等の**受入等を決定**し、各校長等へ**避難児童生徒等の受入及び応急教育の開始を指示**します。

**b 施設等の確保**

市（教育委員会）は、県（教育委員会）などと連携して、避難児童生徒及び幼稚園児の**受入及び応急教育に必要な人員、資機材、学用品、施設等を確保・手配**します。

特に、**市立学校等が避難所等に使用された場合は、他施設、仮校舎等速やかに応急教育施設を確保**します。

**c 県（教育委員会）等との連絡調整**

市（教育委員会）は、応急教育開始後速やかに、市立学校等の次の事項について取りまとめ、**県（教育委員会）と連絡調整**を行います。

**1 学校等運営の応急措置状況**

- |  |
|--|
| 2 避難児童生徒及び幼稚園児の <b>被災状況</b>            |
| 3 避難児童生徒及び幼稚園児の <b>教科用図書・学用品等の必要状況</b> |
| 4 <b>カウンセラー配置</b> の必要性など               |

d **避難受入段階の応急教育**

**市（教育委員会）は**、避難受入段階において、**県（教育委員会）**等と連絡調整を行い、次の業務を行います。

- |   |
|---|
| 1 児童生徒及び幼稚園児の <b>救援、就学、進学、就職支援</b> に関すること   |
| 2 教科用図書、学用品等の <b>給与</b>   |
| 3 市立の幼稚園及び学校における <b>幼稚園・学校運営の応急措置</b>   |
| 4 児童生徒等及び教職員の <b>受入</b>   |
| 5 <b>授業料の減免・徴収猶予、奨学金の貸与</b> 、避難・被災等による生活困窮家庭の児童生徒等に対する <b>就学援助</b> 及びその <b>周知</b> |

(イ) **校長・園長**

**校長・園長は**、各学校・園における児童生徒・園児の受入、応急教育の体制を整備し、応急教育を実施します。

a **児童生徒及び園児の受入体制の整備**

学校・園に受入れる避難児童生徒等及び教員等を確認し、**臨時の学級編成**、担任等を定めます。

また、市（教育委員会）、県（教育委員会）と連携し、**避難児童生徒等へ教科用図書、学用品等を給付**します。

b **児童生徒及び幼稚園児の状況確認、連絡調整**

避難児童生徒等の避難・被災状況を調査し、市（教育委員会）と連絡調整を行います。

c **児童生徒及び幼稚園児の安全確保**

児童生徒等の登下校等の際の安全確保に注意するとともに、**健康・安全教育**を実施します。

d **児童生徒等及び保護者などへの情報提供**

**応急教育の概要、注意事項**などについて児童生徒等、保護者その他住民などへ情報を提供します。

e **教育環境の改善**

避難受入状況の推移を把握し、**市（教育委員会）と連絡調整**の上、教育環境を改善し、可能な限り早期に平常授業に戻すよう努めます。

イ **学用品の調達及び給与計画**

**市（教育委員会）は**、市立小・中学校及び幼稚園の児童生徒等の被災状況、教科用図書、学用品等の必要状況に応じて、**県（教育委員会）と連絡調整**を図り、**教科用図書（教材を含む）、学用品の給与等**を実施します。

(ア) **給与の対象**

武力攻撃災害により**教科用図書、学用品を喪失またはき損**し、就学上支障がある**小・中学校及び幼稚園**の児童生徒等を対象とします。

(イ) **給与の期間**

避難の指示の日から、定められた期間内に給与します。

**(ウ) 給与の方法**

**教科用図書、学用品**は原則として**知事が一括購入**し、児童生徒及び幼稚園児に対する**配分は市長**が実施します。

なお、使用教科書が地域ごと、学校等ごとに異なるなどの問題があるので、学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任を受けた市長が、校長・園長、教育委員会及び県（教育委員会）の協力の受け、調達から配分までの業務を行うこともあります。

**(エ) 費用の限度**

教科書、文房具及び通学用品については、定められた金額とします。

**ウ 武力攻撃災害への対処**

避難受入段階において武力攻撃災害等が発生した場合には、**別紙第5「避難段階の計画」**5（1）イ項に準じて対処します。

**エ 私立学校への応急教育等の要請**

**県（地域振興部）は、避難先地域の私立学校**に対し、公立学校に準じて必要な対策を講ずるよう**要請**することとされています。

**市は、市内の私立学校**について必要なときには、**県（地域振興部）**に対し**要請**を行うよう求めます。

**(2) 応急保育**

**市（福祉部）は、**（1）項に準じて、保育所の応急保育を実施します。

**(3) 文化財の保護**

**市（教育委員会）は、**市内に搬入された文化財等について、**県（教育委員会）、要避難市町村（教育委員会）**などと協力して適切に**保管、管理**します。

**(4) ボランティアの協力**

**ア 一般ボランティア**

**県（福祉保健部）は、避難住民等の生活支援等**を行う一般ボランティアについて、**県社会福祉協議会**などが**全県単位での受付・整理**を行うこととされています。

**市（企画推進部）は、市社協、県（福祉保健部）、県社協、日赤県支部**などと**連絡調整**の上、市へ申込のあったボランティアについて、**受付、活動支援**などを行います。

| 区 分                | 内 容  |
|--------------------|--|
| 市・<br>市社会福祉<br>協議会 | <p><b>1 市内の状況把握、連絡調整</b><br/>市内のボランティア活動団体、民生委員、地域住民等による活動状況、市内の避難所、要配慮者の施設等における<b>ボランティアニーズ等の情報を把握</b>し、<b>県（福祉保健部）</b>などに対し<b>ボランティアの派遣を要請</b></p> <p><b>2 受付、避難所等での活動要請及び活動支援</b><br/>市へ申込のあったボランティアの受付を行い、又は登録済みのボランティアに</p> |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>対し、<b>支援が必要な避難所、必要な支援内容等を決定</b>し、活動を要請するとともに、活動中は<b>地理情報、安全情報</b>などの提供、連絡調整等によりその活動を支援</p> <p>また、市内及び<b>要避難市町村の自主防災組織等と連携・協働</b>し、避難住民等に対する効果的な救援活動を実施</p> <p><b>3 派遣要請等</b></p> <p>市内のボランティアが不足する場合には、近隣の市町村、市社協や県（福祉保健部・県社協）に<b>派遣を要請</b></p>        |
| 県・<br>県社会福祉<br>協議会 | <p><b>1 全県的調整</b></p> <p>県（福祉保健部）・県社協は、避難先市町村及び市町村社協から情報収集を行い、ボランティアを要する地域などの<b>情報提供</b>、ボランティアの申入れの<b>配分</b>など、ボランティア派遣に係る<b>全県的な連絡調整を実施</b>することとされています。</p> <p><b>2 派遣要請等</b></p> <p>また、必要に応じ、<b>他都道府県及び他都道府県社協、ボランティアセンター等</b>に派遣要請を実施することとされています。</p> |

## イ 専門ボランティア

県は、専門的な技術を有する**専門ボランティア**について、原則として**一元的に運用**することとされています。

市は、県と市内における派遣、活動などに係る**連絡調整**を行います。

### (ア) 医療救護関係ボランティア

|             |   |
|-------------|---|
| 市           | <p><b>1 情報提供、派遣要請</b></p> <p>市（健康こども部）は、要避難市町村等と連携し、市内の避難所、臨時医療施設等の状況把握を行い、<b>県（福祉保健部）</b>などに対し、不足する医師の人数等の必要な情報の報告、<b>医療救護関係ボランティアの派遣要請等</b>を実施</p> <p><b>2 受入、連絡調整</b></p> <p>また、医療救護関係ボランティアの受入について<b>県などと連絡調整</b>を行うとともに、市内の<b>情報提供等</b>によりボランティアの活動を支援</p> |
| 県           | <p><b>1 医療救護関係ボランティアの受付</b></p> <p>県（福祉保健部）は、医療救護関係ボランティアの<b>受付、登録</b>を実施することとされています。</p> <p><b>2 医療救護関係ボランティアの調整、登録</b></p> <p>県は、生活環境局及び市町村の情報を収集するとともに、日赤の派遣状況などを勘案し、医師等の不足する地域への派遣を<b>医師会等に要請</b>することとされています。</p>   |
| 県・地区<br>医師会 | <p><b>1 避難先地域の地区医師会</b></p> <p>随時受付けたボランティア及びリストに基づき、生活環境局及び市町村と連絡調整を行い、<b>派遣決定</b>を行い、<b>当該者に依頼</b>するよう努力することとされています。</p> <p><b>2 避難先地域以外の地区医師会</b></p> <p>地区内のボランティアの受付、生活環境局及び県医師会に報告し、<b>派遣要請があった場合には</b>、当該者に依頼するよう努力することとされています。</p>                      |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p><b>3 県医師会</b><br/> <b>県（福祉保健部）と連絡調整</b>を行うとともに、<b>地区医師会の指導</b>にあたるよう努力することとされています。</p> |
| 日赤県支部 | <p>他都道府県支部との連携のもとに、<b>救護活動</b>を実施するとともに、<b>現地での情報</b>を関係機関に提供することとされています。</p>             |

#### (イ) 教育ボランティア

**県（教育委員会）**は、教育ボランティアについて、必要に応じて児童生徒の**学習支援や生活指導等**を行うボランティア希望者に対し、活動を要請することとされています。

**市（教育委員会）**は、市内における応急教育の状況及び実施の段階に準じ、**県（教育委員会）**に対し、必要となるボランティア要員の派遣要請について**連絡調整**を行います。

#### ウ ボランティアの安全確保

**市（企画推進部）**は、ボランティアの協力を得るには、その活動地域が安全であることが大前提なので、あらかじめ**活動地域内の安全を確認**するとともに、**活動中のボランティアへの情報提供**などにより、安全の確保に努めます。